但シ本事件解決ノ為メニスル場合ハ此ノ限リニアラズ

一、解雇予告ハ左ノ通リ之ヲ為ス

イ、在籍年数二年以上ノ勤続ニ対シテハ一ケ月ヲ超エ其ノ超ユル毎ニ一ケ月分ヲ加エ

ロ、在社年数二ケ年以下ノ勤続者ニ対シテハ一ケ年ニ付一ケ月半分トス

ハ、社会保険ノ計算ハ一ケ年ニ満タザル端数ハ切捨トス

一、此ノ日数ハ在社ニ年ニ付一ケ月トス

在籍年計算ハ解雇予告ノ際ノ計算方ニ依ル

一、給与ハ解雇予告、其ノ解雇並ニ解雇ガ二行ハレズ又ハ故意ニ会社ニ損害ヲ与ヘタル行為ヲ為シタル者ニハ支給セズ

一、前項ノ予告ハ一日金三十銭ノ支給ヲ以テ即時ニ解雇スルコトヲ得

一、此ノ規則ニ違反シタル場合ハ各人ノ月給ノ倍額トス

附則

一、此ノ条項ニ定メザル事項ハ職制ニ準ズ

一、此ノ条項ニ定メザル事項ハ各係頭ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

一、此ノ条項ニ変更ヲ生ジタル場合ハ其ノ都度協議ノ上之ヲ定ム

右ノ通リ各自ノ署名捺印ヲ為シ本証書弐通ヲ作成シ双方各一通ヲ保有ス

昭和四年六月八日

東京市神田区表神保町二番地

株式会社図隆書房

代表取締役　服部春一

株式会社国隆書房

従業員代表

西村吉久

河本日出夫

栗林次郎

森藤里見

今井真隆

長谷川富雄